

令和2年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 2 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 調達の全体像について

機構における令和元年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数(少額随意契約を除く。)は 44 件、契約金額は 933 百万円であり、うち競争性のない随意契約は 8 件、契約金額は 33 百万円であった。

なお、平成 30 年度と比較して、競争性のない随意契約の件数及び金額が減少しているのは、平成 30 年度から始まった環境研究総合推進費プログラムオフィサー 8 名のうち令和元年度で交代となった者が 1 名であったこと(委託業務契約(H30 年度:8 件、約 40 百万円→R1 年度:1 件、約 5 百万円)、汚染負荷量賦課金徴収・審査システム等の改修業務(約 30 百万円)が平成 30 年度限りの経費であったことが主な要因である。

表 1 令和元年度の環境再生保全機構の調達全体像

(単位:件、百万円)

	平成 30 年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746	[3.4%] 1	[△21.3%] △201
企画競争・公募	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154	[100.0%] 3	[89.7%] 73
競争性のある契約(小計)	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900	[12.5%] 4	[△12.5%] △128
競争性のない随意契約	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33	[△38.5%] △5	[△61.5%] △53
合計	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933	[△2.2%] △1	[△16.3%] △181

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

(2) 一者応札・応募の状況について

機構における令和元年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、競争性のある契約のうち、一者応札・応募は 6 件、契約金額は 186 百万円であった。

なお、一者応札・応募の 6 件は、一者応札(3 件)及び参加意思確認型公募による一者応募(3 件)であり、件数が増加した主な要因は、その特殊性から供給元が限定された案件が増加したことである。また、平成 30 年度と比較して金額が減少しているのは、平成 30 年度において複数年度契約(公害健康被害補償業務の徴収関連業務:約 765 百万円(6 年))があったことが主な要因である。

表 2 令和元年度の環境再生保全機構の一者応札・応募状況

(単位:件、百万円)

		平成 30 年度	令和元年度	比較増△減
2者以上	件数	31(96.9%)	30(83.3%)	△1[△3.2%]
	金額	264(25.7%)	715(79.4%)	451[170.6%]
1者	件数	1(3.1%)	6(16.7%)	5[500.0%]
	金額	765(74.3%)	186(20.6%)	△579[△.75.7%]
合 計	件数	32(100.0%)	36(100.0%)	4[12.5%]
	金額	1,029(100.0%)	900(100.0%)	△128[△12.5%]

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 各年度の()書きは、各項目の合計に対する構成比、比較増△減欄の[]書きは増△減率である。

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記1. の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募及び競争性のない随意契約の改善については、所期の効果を上げていることから、現状の実施体制の維持に努める。

一者応札・応募に関する取組

調達における競争性及び透明性を維持するため、令和2年度においては、引き続き①～③の取組を継続する。【実施割合】

- ① 公告から入札までの期間を内規では 10 日以上と定めているが、競争参加者の増加を図るため、10 営業日以上を確保する。
- ② 契約手続審査委員会による事前の審査においては、特に競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施する。
- ③ 調達情報に係るメールマガジンの活用等により、発注入札情報の更なる周知を図る。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、機構内に設置された契約手続審査委員会(平成 25 年度設置、総括責任者は財務部担当理事)に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。【契約手続審査委員会による審査件数】

(2) 不祥事の発生 of 未然防止等のための取組

契約及び調達に関する規程の制定・改正及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を随時実施する。また、初任者から経験者まで、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修を実施する。【実施結果】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を環境大臣に報告し、環境大臣の評価を受ける。環境大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務部担当理事を総括責任者とする契約手続審査委員会(平成 25 年度設置)により、引き続き調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務部担当理事
副総括責任者	理事(2名)
メンバー	総務部長、財務部長

(2) 契約監視委員会の審査

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会(平成 21 年度設置)は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行う。また、「『独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて』における改善状況のフォローアップについて(平成 24 年 9 月 7 日総務省行政管理局長事務連絡)」に基づき、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募案件などの点検・評価を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

(1) ワーク・ライフ・バランス等の推進

総合評価落札方式等の調達においては、ワーク・ライフ・バランス等の推進のため、当機構の調達内容の品質の低下、事業の執行への支障等が生じない範囲で、当該推進企業であることを評価加点項目として設定する。

(注)ワーク・ライフ・バランス等推進企業等

- i)ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
- ii)女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業(常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。)

(2) 調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。